

岐阜県環境影響評価審査会A 議事録（概要版）

- 1 日 時：平成28年7月20日（水） 午前10時15分～午前11時45分
- 2 場 所：岐阜県シンクタンク庁舎5階 大会議室
- 3 議 題：500kV 恵那分岐線（仮称）新設に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席者：北田委員、廣岡委員、奥村委員、中村委員、神谷委員、鹿野委員、淺野委員、窪田委員、高田委員、安藤委員、竹中委員、高木委員、伊藤委員
関係市町担当者7名、県関係課等担当者4名、事務局4名、傍聴者6名
- 5 議 事：当該事業に係る環境影響評価の手続きについて事務局から説明。
事業概要、方法書並びに住民等意見概要及びそれに対する事業者の見解について事業者から説明。
その後、質疑応答を実施。

<質疑応答の内容>

【委員長】

事業者から方法書について、また、意見に対する見解の説明がありました。どこからでも結構ですので、意見・質問等お願いします。

【委員】

電磁波に対する見解として、計算値でだいたいどれくらいになるのかということと、住民の方にとって電磁波と言った見えないものに対する心配が常にあり、モニタリングをして数値を出すことが重要であると思います。どうして頑なにチェックしないのかと思うのですが。

【事業者】

電磁界の計算値につきましては、だいたい地上で $20\mu\text{T}$ 以下となっていると想定しています。またモニタリング等の調査につきましては、地元で要望がありましたら、随時私達がお伺いし、既存の送電線の電磁界を測るといった対応を適宜行いまして、住民の皆様の電磁界に対する不安を取り除いていきたいと考えています。

【委員長】

今ここであったような質疑応答というのも、次の準備書には付け加えるということになるのですか。今言った答えがどこかに書いてあれば、 $200\mu\text{T}$ （2ガウス）以下であるから大丈夫だというのではなく、もう少し詳しく説明があるのであれば、住民の方もそれを見て安心されるかと思っています。

【事業者】

事業者といたしましては、まず準備書の方に、こういった回答を反映するような形で記載をしていきたいと考えています。

【委員】

住民の方が心配されていることとして、電線の周りではいろいろあるのではという人に対して、何も無いと言うように説明するとおっしゃるのですが、電気の場合、説明するのが難しいというのもよく分かります。関係住民の意見に対する事業者の回答の中で、基本的にWHOの見解となっていますが、WHOのどのような思想に基づいて、そのような見解を出しているかを住民の方に説明していただかないと、WHOがこう言っているからという説明の仕方は、あまり良くない

という気がします。

あと、具体的に $200\mu\text{T}$ がどのようなものかを、他の磁束密度と比較して説明するといいたと思います。具体的にいうと、地磁気はその磁束密度に対して何倍かと説明すると理解が得られやすいと思います。

意見の最後に、電圧と電流量を設定して示して下さいと意見がありますが、電圧が 500kV となっており、電流量こそ磁束密度を決定する決め手なのです。磁束密度は $200\mu\text{T}$ ですから、送電線の高さ三相構造の電線の間隔がわかれば計算できるはずで、それだけの電流よりも小さいと言えればよいところを、個別の契約に関する内容であるので回答を差し控えさせていただきますと言うと、責任逃れと受け取られるので、そういうことがないようにしていただきたい。

【事業者】

ただ今、ご指導いただきました内容は、今後の説明の中に取り入れていくように対応したいと思えます。最後に、個別の契約に関する内容であるので、回答を控えるといった内容につきましては、やはり、その点がないと住民の皆様等にはご理解をいただけないことに繋がりますので、なんとか報告できるように関係箇所と協議をしているところであります。

【委員】

関係住民の意見に対する回答についてですが、意見された方は、電波が生命に影響しないのかわかると不安に思っておられるのではないかとと思うのですが、その回答についてやりませんとしか書いていない気がします。本質的に、やらないのなら、やる必要がないということを実業者見解で書くべきではないかと思えます。そうしないと、意見された方が、やらないということしわからないので、やらないことに対して納得されることができないのではないかと思えます。

【事業者】

当社としましては、テレビ電波が生命に与える影響というのは、放送事業者の管轄する範疇の話と考えておりますので、今回は、送電線がテレビ電波を遮って住民の方がテレビを受信されないことに対する影響について検討しております。

【委員】

意見された方の心配されることに対する回答にはなっていないのではないかとと思うのです。

【事業者】

おそらく、ご意見された方が、電波障害ではなく、電磁界に対する影響を心配されているのかと思えますので、こちらにつきましては、電磁界の影響について整理して、準備書に反映させていただきます。

【委員】

鳥類のことでお尋ねします。今回の鳥類の調査は、鳥類と猛禽類と分けて、特に猛禽類は 2km という範囲を設定されておまして、フクロウの夜間調査もやっていたところであり、まず、猛禽類の調査では、毎月1回の2期で行われているが、この調査スケジュールでは、もう既に1期目が終わることなのです。方法書が今審議されて、これから知事意見が出る訳ですが、これがその1期目の終わってしまった状態で、これは本来予備調査の範疇ではないかと思っているのですが、このことについて、どのように考えられたのか。これがきちんと決まってこの調査地点で2期やるのが本来ではないでしょうか。

【事業関係者】

猛禽類というのは、環境省のガイドラインで2シーズンということでやらせていただいています。おっしゃったように、今は方法書の審査の段階ですので、審査の後で2シーズンやるというのが一番あるべき姿だと思いますが、いろいろ工程の関係で、1シーズン目を早くやりたいという事情がありまして、一般的にこれまでアセスでやられているやり方に倣った調査方法で現在進めております。今の調査の方法自体が間違っているということで、全く別の方法で、2シーズン必要だというご意見がこの審査の場であれば、事業者としてはそういった形での対応を考えたいと思っておりますが、これまでの事例を参考にできるだけマックスとなる形で、今のところ調査を進めているという状況です。

【委員】

スケジュール上、やらなければならないのはわかりますが、今回、猛禽類の調査地点が4箇所定点をとっていると思います。調査地点のNo.2、No.4、ここの範囲がかなり広いですが、計画路線帯南東の付近がNo.2、No.4地点で十分に可視、確認できるのでしょうか。もし、これが十分でなかったら、現在行われている調査に対して、追加でやる必要がないのかということを確認させていただきたい。

【事業関係者】

まず、南側のNo.2の地点は割と標高が高い所で、視野が広がっております。この図の、真ん中に計画路線帯という範囲が含まれますが、ここは東西に尾根筋がありまして、視野の範囲として非常に広いところはNo.2のエリアとなります。ただやはり計画路線帯の南東側の細かいところになってきますと、No.2からは、なかなか発見しにくい部分もありますので、地点を追加したり移動定点を追加したりする形で、見えない範囲をフォローしながら進めているところでございます。

【委員】

月1回2期やるというのが、そういった部分を補足できる為に、2期やるということかと思いますが、今回の調査地点からは把握しにくい場所があるという話ですので、2期目の時には調査地点を増やしていただく等で対応していただければと思います。

それから、鳥類の一般の調査のスケジュールで、春、夏、秋、冬及び繁殖期となるが、繁殖期の期間がこの日程では、6月中にやっているのではと思いますが、できるだけ早い期間、5月の中旬から6月の中旬までに終われるような計画にぜひお願いしたいと思います。他の例えば水生生物、は虫類の調査等も、2月から3月に亘って調査をやっているのも、そのような調査方法でお願いしたいと思います。それから、フクロウの夜間の活動調査は、2月と5月に実施されるということで、どの地点でやられるか、どの地点でもやれるのか、具体的には、調査のラインセンスのところでの対応と考えてよいのでしょうか。

【事業関係者】

夜間調査の場所の質問ということでよろしかったでしょうか。今、ラインセンスのところでおっしゃりました。確かに、そこを網羅するような形で調査地域として設定しているエリアをできるだけ広く、移動しながら調査していきたいと考えております。

【委員】

文化財についてお伺いします。社会教育文化課からの指摘で、埋蔵文化財について、周知の埋蔵文化財というのは、事前にわかっている埋蔵文化財はないという意味で、そこに埋蔵文化財はないという保証ではないという指摘があったかと思っております。それを前提にお伺いしたいのですが、

関係市の意見で、事前調査では想定できなかった遺跡等文化歴史物件を発見、発掘した場合は、即座に行政に報告し対応の協議を行うこととしています。細かいところにこだわるようですが、事前調査というのは、恵那市の方で行われたものでしょうか、あるいは、事業者で事前に行われたものでしょうか。

【事業者】

当社の方で行いました、方法書を作成する段階での文献調査のことを指しております。

【委員】

事業者の方で、現地外観調査やあるいは分布図の調査をされたということによろしいですね。それでは、準備書の段階では新たな調査はされないということに理解してよろしいでしょうか。そうしましたら、工事中に発見、発掘された場合は、速やかに届出して指導を仰ぐということによろしいですね。

【事業者】

はい。

【委員】

動物の調査について確認したいことがあります。哺乳類の動物の調査の方法を見ていると、方法書の中にはヤマネなど夜行性の動物の哺乳類も入っていますが、夜行性の哺乳類を把握する為の調査について、どのようにお考えでしょうか。

【事業関係者】

自動撮影法という形で、夜間のセンサーカメラを使いまして、夜間哺乳類を撮影します。

【委員】

カメラトラップを使われるということですが、使用台数を見ると1台となっています。これで主要な小型から大型まで、全ての哺乳類を把握できるとお考えでしょうか。自動撮影装置各箇所1台と書いてありますが、各箇所1台で、そのポイントの動物全てを確認できるのでしょうか。

【事業関係者】

夜間の哺乳類調査については、各箇所1台、合計7台で、哺乳類を中型から大型に限り把握できると考えています。

【委員】

小型のヤマネなどの哺乳類はどうするのでしょうか。カメラトラップでは難しいのではないのでしょうか。ここに希少種として挙げられておりますが。

【事業関係者】

地域調査としましては、かなり広い範囲を拾ってしまう関係で、ヤマネが入ってきたものと考えておまして、ここにはいないだろうと事前に有識者との相談があり、調査方法を考えております。

【委員】

ここにはいないという想定はされていると。それと、1箇所に1台では少ないと思いますので、

増やした方が良く私は考えます。

【事業関係者】

そのことについては、ご意見がありましたので前向きに検討してまいります。

【委員】

それと、設置箇所が700mの赤いラインにかかっているところにあるかと思うのですが、この下にはメンテナンスをする為の林道等を造る予定はないのでしょうか。

【事業者】

林道につきましては、既設の林道、ちょうどラインセンサスとして示されている既設の林道にかかるルートにつきまして、これをそのまま工事時については使用する形となります。運用開始後につきましては、基本的には工事車両というのは通ることはありませんので、そのまま既存の林道を使用するという形で考えています。

【委員】

哺乳類のトラップ設置地点が、工事箇所である計画路線帯の南側に集中しているのですが、北側を設定しなかった理由はあるのですか。

【事業関係者】

調査地点の選定にあたり、地形及び植生図の中で似たような環境を整理した上で、多様な環境が含まれる地点という形で選定した結果、このようになっております。調査地域の中の各環境等いろいろ考えまして、動物相として全体が把握できるように、多様な環境にそれぞれ調査地点を設けるというような考え方で選定しておりまして、それが計画路線帯の北側や南側ということは、あまり意識しておりませんでした。

【委員】

結果が出る時には、この地点を選定した理由を併せて書いていただくと良いかと思えます。

【委員】

調査地域について、青いラインは生態系の調査地域、緑のラインは動物、植物を調査するということですが、生態系の調査方法として、現地調査は動物又は植物の調査の中で実施ということで、青いラインと緑のラインの間のエリアというのは、動物も植物もデータがない中で、どうやって生態系を調査されるのかなと矛盾を感じます。それから、今回の調査項目の中に水質というのが入っていないのですが、生態系に関して言えば、例えば、湿地生態系があった場合、その水質は非常に重要で、調査項目の中で育成環境の状況についても調査するとなっています。ですから、水質を全くやらないというのではなく、必要に応じてやっていただきたいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

【事業関係者】

動物の調査範囲と生態系の調査範囲の違いということで、生態系の全体を把握するのは難しい中で、どうしてもサンプルのような調査で全体を予測評価していかざるを得ません。その中で、動植物については、ある程度しぼった範囲の中で、事業影響のありそうな範囲での予測評価をするための調査をさせていただきます。生態系については、それらから得られた動植物の情報に基づいて、それから文献調査で周囲の植生や地形地質を加味して、予測段階では広げるような形で、

中での情報を外に外挿するような形で予測評価をするという形での範囲設定とさせていただきたいと考えております。

【委員】

気になるのが、地質で土岐砂礫層の地域は、動植物の調査範囲外になっていることです。土岐砂礫層ですと東海丘陵湧水のような湿地もある可能性があるのでは不安が残ります。緑のエリアの中で調査したことだけに基づいて全てを判断していただくと、地質がずいぶん違うので結果が偏ってしまうのではないかと考えます。

【事業関係者】

予測評価するときに、少し範囲を大きく設定したのですが、実際の動植物への影響範囲としまして、計画路線帯から約500mのエリアが実際の直接影響範囲の最大だと考えています。生態系についても基本的な考え方は、そのエリアでありながら、最後の予測評価の段階で、外挿する形で持っていこうと思って、こういう図を書かせていただきました。地形や地質条件が違う分には、外側のエリアしかないという部分については、詳しくそこまで検討が至っていませんでしたので、予測評価の段階でそのあたりの表現について考えたいと思います。

【委員】

地下水系は直接影響範囲の500mというよりは、もう少し広い範囲に係る可能性もあるので、そのあたりを少し考えていただきたい。そういう湿地がなければ問題ないのですが。

【事業関係者】

これから現地調査と、これまでの調査の中でそういう形がありそうでしたら、ご指摘いただいたことについて考えたいと思います。

【委員】

その場合、水質もやっていただけるのでしょうか。

【事業関係者】

事業者と水質への影響はないだろうという話になっておりましたので、今後事業者と考えてはいきたいと思うのですが、今持っている情報では、水質への影響はないだろうというように考えておまして、もう一度事業者と相談してまいります。

【委員長】

今のことに関連して、永瀬委員や県の河川課から、水に対する影響、特に掘削したりするので、斜面から土砂の流出等はないのかという話が出ているが、回答として、掘り出した土は土嚢に詰めて適当なところに置くから大丈夫だという回答ですが、そういう意味で、降水がある時の対策はどのように考えているのでしょうか。

【事業者】

降水時の濁水等の対策につきまして、基礎を掘削した際には、袋に詰めまして、一ヶ所に仮置きすることで、濁水の流出を防止するといったことや、工事地域の斜面に流出防止のしがらを構築したり、また土嚢を並べて流出防止を施します。また、ブルーシートを適宜かぶせることによって、流出を防止する対策を行おうと思っています。また水が出てしまう場合につきましては、仮設のタンクを置きまして、濁水が流出しないような対策を実施していきたいと考えています。

【委員長】

700mの区間に2基鉄塔を設置すると計画に書いてありますが、大体の鉄塔の場所は決まっているのでしょうか。700mの中には、いろんな箇所があって、傾斜の急なところもあり、そのあたりを考慮して決めてあるのでしょうか。

【事業者】

鉄塔の位置につきましては、現在、おおよその位置については決めております。今後、最終的に地域の方々と協議させていただいて、実際の正確な位置について決めていきたいと考えています。

【委員】

最近、予想しないような大雨が短期間で降るといったようなことがございます。水質というものを通常のところでは、環境項目として選定しないという理由は理解できますが、万が一、想定しなかったことが起こった場合も対応できるかといったところも、一度お考えいただけたら安心できると思います。

【事業者】

今後、対策について、万が一の状況についても対応できるように検討していきたいと思っております。

【委員】

景観は、一般の人が見た時に、「あっ、こんな感じだ。」というのは景観しか残らないと思います。景観の部分について、よく前もってシミュレーションして、住民や一般の人達、観光客に対しても快い環境が残るように、考えていただきたいと思っております。お願いします。

【事業者】

今後、準備書の中で、行政の皆様や有識者の皆様と協議しながら適切な景観対策を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【委員】

し尿処理で、汲み取り又は合併浄化槽を挙げられているのですが、汲み取りならどこかに持っていくわけですから大丈夫ですが、合併浄化槽は設置すれば良いというわけではなく、維持管理していないと水質が悪くなったりするのですが、合併浄化槽を選ばれた際は、そういう管理としてモニタリング等はされる予定ですか。

【事業者】

現状では、汲み取りの方を想定しておりまして、合併浄化槽の方は使用しない予定であります。

【委員】

わかりました。では、使用されない合併浄化槽の記載は削除された方が良いと思っております。

【委員長】

他にご意見はよろしいでしょうか。それでは、これで質疑を終了したいと思います。